

3 松並木敷きの復元整備

地籍調査や絵画資料調査によって酒屋跡にかつて東海道の松並木があったことが判明した。地元の伝承によれば酒屋跡にある秋葉神社は慶応 2 年（1865）に起こった火災が松並木で止まったとされ、現在秋葉神社が建っている。その後、酒屋が立てられるのにもなって造成され並木敷きの痕跡は地籍図の地割りが残されるのみとなってしまった。

松並木は幕府の街道整備にもなって日よけや風よけのため植えたもので、街道を示す目印でもあった。こうしたことから遺跡内の街道をより顕在化させるため、整備事業において松並木敷きの復元整備を目指す。



酒屋跡



図 28 地籍図 明治 17 年
(赤色が街道、灰色が並木敷)

4 その他の遺構の表現について

これまで行った発掘調査等において明らかとなった遺構については、その遺構の性格や状況等によって、表示方法を検討する。なお、整備にあつたてはまだデータ不足な部分もあるため、必要に応じて発掘調査等の各種調査を実施する。

第 7 節 修景・植栽および環境整備に関する計画

史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進めるため、街道に面する住宅地や街道からみえる住宅地においては、景観を整備するとともに住民のプライバシーの保護を図る。このほか、かつての松並木敷跡にマツを植えて街道景観を復元するとともに、この地域に多く自生していたグミを目隠し植栽で植えるなど歴史的環境の整備を進める。

1 史跡指定地ゾーン

(1) 街道に面する住宅地や背面住宅地の修景（ファサード修景の整備）

① 目隠し植栽

街道から見える現代的な建物・工作物の遮断と住宅側のプライバシー保持を目的とした目隠し植栽を行う。常緑樹による生垣等の植栽法で史跡地管理柵の機能を持たせることも検討する。

②芝生張りや景観保護を目的とした体験農地としての利活用

表面の凹凸を整地し芝生を植え遺構の保護を行うとともに、土埃が立たないよう整備する。空間地においては、川越場の生活環境を物語る作物を植えるなど体験学習への利用も検討する。



二番宿西

(2) 景観保護および整備のための基準と補助事業の活用促進

①史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進めるとともに、「川越街道修景基準」にもとづいて、町並み形成を促す。

(資料編：川越街道修景基準)

②民有地については史跡の景観保全に配慮した町並みの修景維持への協力を求め、「島田市史跡のまちなみ保存整備事業補助金」の活用を促し、景観の保全・整備を推進する。

2 保護対象範囲ゾーン

(1) 街道に面する住宅地や背面住宅地の修景整備（ファサード修景の整備）

街道に面する住宅地や街道からみえる住宅地においても、必要に応じて整備を行い、川越遺跡と調和するような外観を形成するとともに住民のプライバシーの保護を図る。

(2) 景観保護および整備のための基準と補助事業の活用促進

史跡のまちにふさわしい歴史的景観の保護と整備を進めるとともに、「川越街道修景基準」にもとづいて、町並み形成を促す。

(資料編：川越街道修景基準)

(3) 民有地については史跡の景観保全に配慮した町並みの修景維持への協力を求め、「島田市史跡のまちなみ保存整備事業補助金」の活用を促し、景観の保全・整備を推進する。

③ 体験学習による景観保全

遺跡周辺はかつて水田や畑に囲まれており、川越し場集落の景観や環境を形成していた。現在残っている水田や畑が残っている場所は所有者の協力を得ながら、米や野菜づくりを行うなど景観保全を目的とした体験学習の実施を検討する。

(資料編：事例 旧東海道藤川宿 『地元の小学生がむらさき麦の種まき』)

3 史跡周辺ゾーン

(1) 入口にふさわしい修景整備

①遺跡の東、県道島田交差点から約 300m、新東海製紙株の壁に、大名行列などのイラストをウォールアートとして整備することを検討する。

② 市道大井川川越街道の指定地のカラー舗装を検討する。

③街道からの歴史的景観保護のための修景整備



新東海製紙株の壁

平成 30 年 9 月 18 日作成

(ファサード修景の整備)

遺跡東方の街道から可視できる場所の修景整備を行って、川越遺跡と調和するような景観形成を図る。

第 8 節 動線計画

史跡の価値を的確に見学者に伝えるためには、スムーズに移動できる動線を示すことが肝要である。また、新たな発見や感動を見学者に与える動線を設定することは、史跡の魅力を高めるためにも重要である。動線計画では史跡へのアクセス経路から遺跡の基本的な動線ルートを設定するとともに、川越し関連の周辺文化財を巡る見学ルートを設定した。

1 川越遺跡へのアクセス

(1) 自家用車・バス

- ① 東名高速道路 吉田 I.C から 10.8km 20 分
- ② 新東名高速道路 島田・金谷 I.C から 5.9km 16 分
- ③ 国道 1 号島田バイパス 向谷 I.C から 1.8km 7 分

(2) 公共交通機関

① JR 島田駅から

- (ア) 路線バス 5 分 向島西バス停下車 750m 徒歩 5 分
- (イ) タクシー 2km 7 分
- (ウ) レンタサイクル 2km 14 分
- (エ) 徒歩 2km 24 分

② 富士山静岡空港から

- (ア) リムジンバス JR 島田駅まで 13.1km 25 分 JR 島田駅からは①に同じ
- (イ) タクシー 10.5km 20 分



図 30 川越遺跡へのアクセスマップ

2 遺跡見学の動線ルート

現在、大部分を占める自家用車・観光バスでの来訪者は、博物館本館駐車場から徒歩で見学する動線（街道コース A）となっている。また、向島西バス停から徒歩での来訪者については市道大井川川越街道を西に向かって歩き、遺跡の東端から遺跡に入る動線ルート（街道コース B）となっており、今後もこの 2 方向からのルートが基本的な遺跡見学の動線ルートとなる。

なお、遺跡周辺の川越し関連の文化財を周る史跡巡りコースは大井川を間近で感じてもらうとともに、東海道と大井川の接点である河原町の歴史や逸話、人々の暮らしに触れるコース設定となっている。

(1) 街道コース A：距離：約 1.1km、所要時間：約 2 時間

博物館駐車場から博物館を見学した後、遺跡内を東に向かって散策するコース。

- ① 博物館本館駐車場→②博物館（本館）→③せぎ跡→④島田大堤→⑤川会所→⑥十番宿→⑦博物館分館→⑧口取宿→⑨仲間の井戸→⑩三番宿→⑪仲間の宿→⑫立合宿→⑬札場→⑭稲荷神社→⑮大井川河川敷→⑯朝顔の松公園→⑰博物館本館駐車場

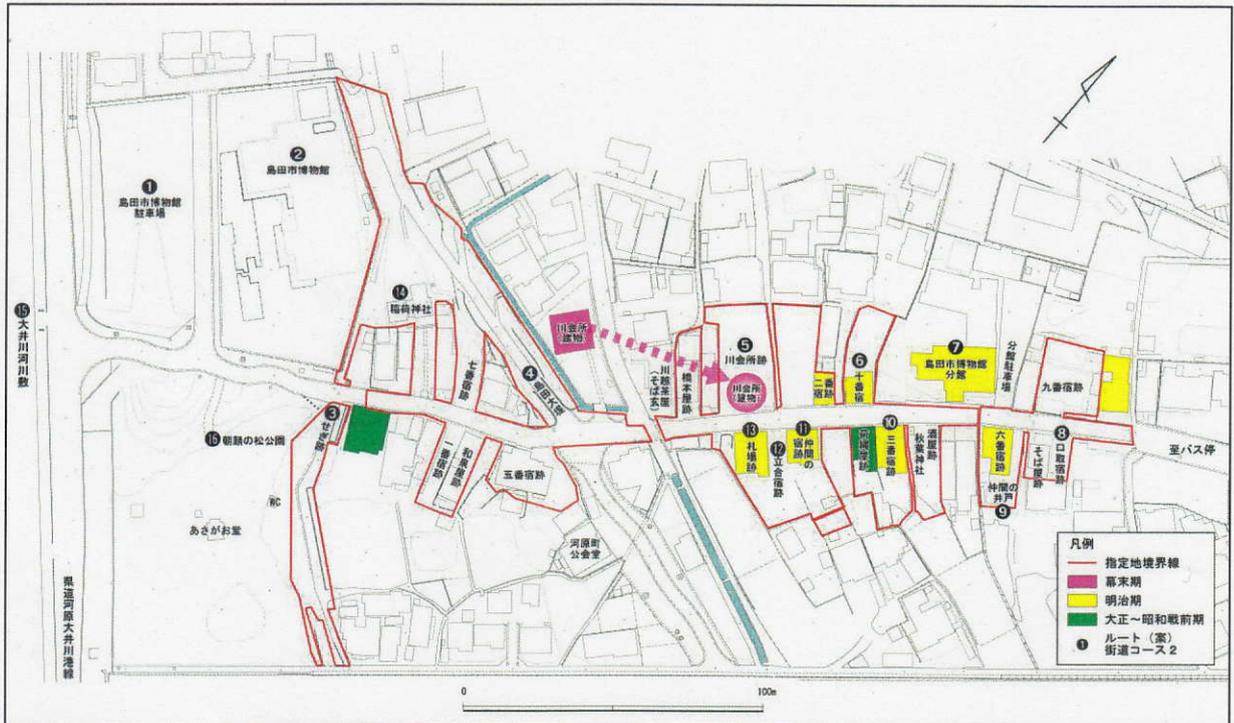


図31 動線計画図（街道コース A）

(2) 街道コース B：距離：約 1.7km、所要時間：約 2 時間

遺跡東端から西に向かって散策するコース。

- ①博物館分館駐車場または向島西バス停→②口取宿→③仲間の井戸→④仲間の宿→⑤川会所→⑥島田大堤→⑦稲荷神社→⑧せぎ跡→⑨博物館（本館）→⑩大井川河川敷→⑪朝顔の松公園→⑫札場→⑬立合宿→⑭十番宿→⑮三番宿→⑯博物館（分館）→⑰博物館分館駐車場または向島西バス停

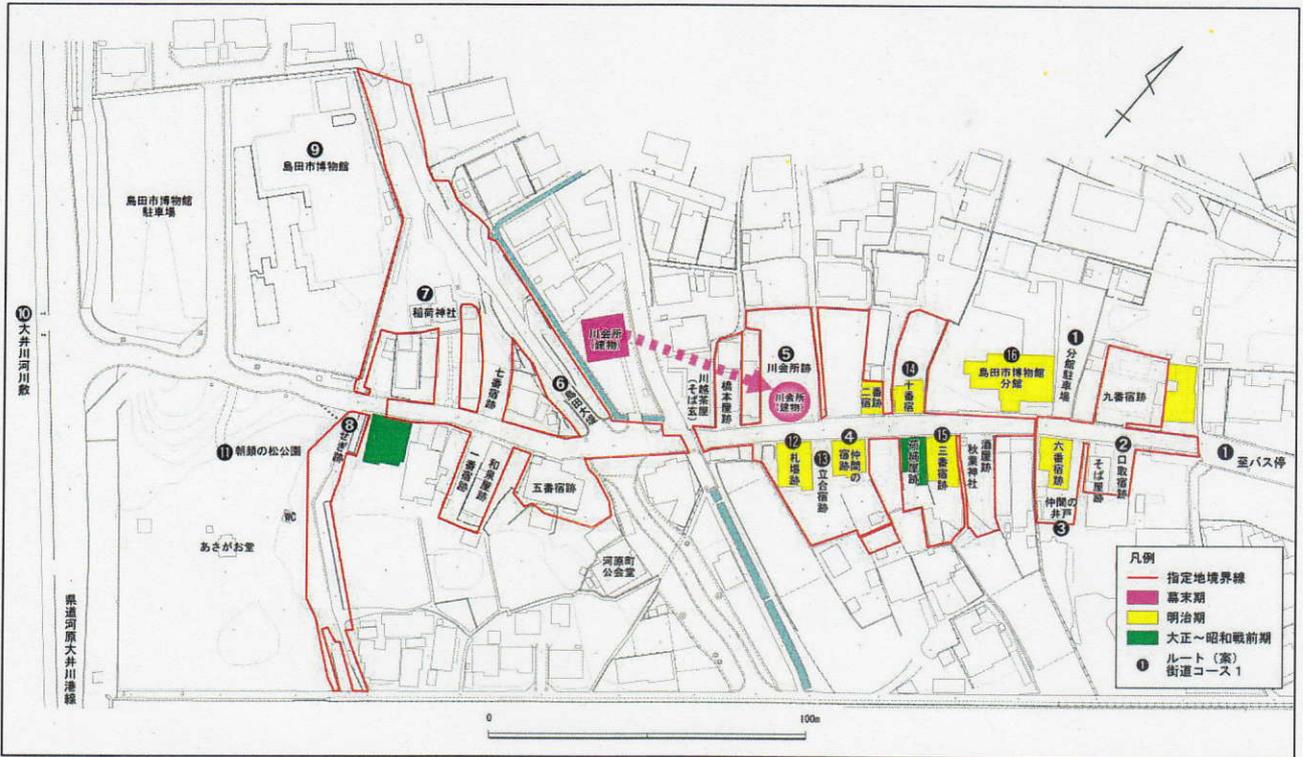


図32 動線計画図 (街道コースB)

(2) 史跡巡りコース：距離：約 3.0km、所要時間：半日

- ①博物館本館駐車場または向島西バス停→②博物館分館→③大井川常唱堂→④紀州街道→⑤関川庵→⑥島田大堤→⑦昭和天皇御巡幸記念碑→⑧大井川橋→⑨マラソンコース→①博物館本館駐車場

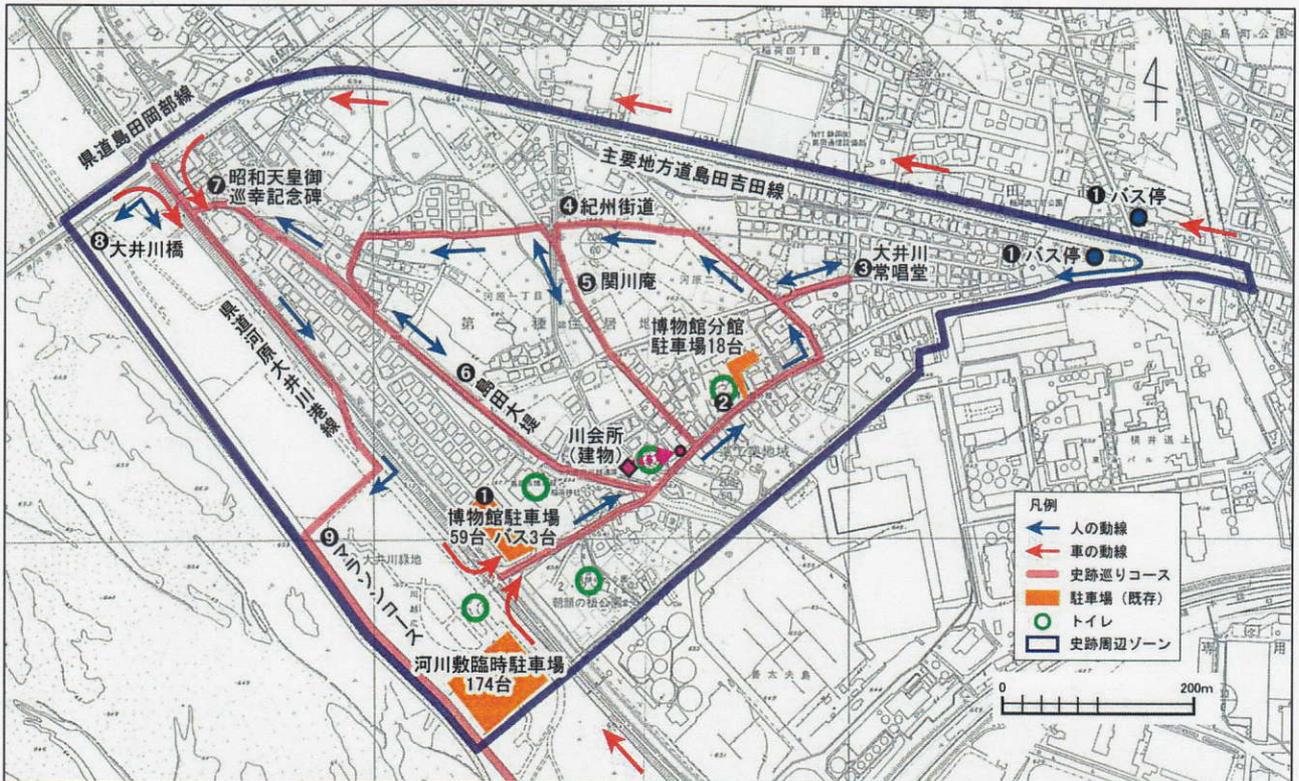


図 33 動線計画図 (史跡巡りコース)

第 9 節 公開・活用およびその他の施設に関する計画

1 公開・活用に関する計画

遺跡の整備において、その効果を十分に発揮するにはハード面の取り組みだけでなく、遺跡の魅力を感じてもらうための展示公開と利活用の整備を活用したソフト事業の取り組みが重要である。見学するだけの遺跡ではなく、学び・楽しみ・体感できる体験型の遺跡として、何度も訪れてもらえるよう夢のある事業を検討し、利活用のソフト事業を展開していくものとする。

(1) 利活用計画の共通事項

①東海道・川越し・歴史的景観を活用した展示や体験プログラム・イベント等の充実

川越遺跡の魅力を感じ、それらの効果を十分に発揮できるよう、市民や地域住民の支援を得ながら、遺跡を活用した展示やイベント等の方法を検討し、充実を図っていく。

(ア) 復元家屋を活用し、川越しに関する学習会等の開催やギャラリーとして利用する。

(イ) 参勤交代の大名行列の再現を検討。(島田大祭とは別に実施)

(ウ) 街道を灯籠で彩る花灯籠事業を拡充し、歴史的景観を活かした観光資源化を図る。

(エ) 出前講座等へ専門職員を派遣し、川越遺跡の普及啓発を図る。

(オ) 渡渉技術の伝承や川越しを行っていた兩岸の地域の振興のため、大井川の連台越し行事の復活を検討

(カ) 地域の風物誌として定着するとともに観光客の目を楽しませるためにも番宿を使用した雛人形や七夕飾りの展示の継続

②学校教育における教育・学習活動の場としての活用

学校教育における郷土教育・歴史教育の充実を図る中で、川越遺跡についてもその価値への認識を深める教育プログラムを作成・運用し、次世代への継承の基盤とする。

(ア) 地域の歴史を学ぶ教材として授業・校外学習等での活用

(イ) 遠足や修学旅行などを視野に入れた幅広い学習活動に資する教育プログラムを作成・運用し、積極的な見学誘致

③積極的な関連情報の発信

川越遺跡について市内外に幅広く伝え、アピールできるよう、さまざまな媒体を通じた情報発信を進める。また、各種調査の進展に合わせた学習機会の提供など、川越遺跡を学ぶ場をより多様に設定し、理解の浸透に資する。

(ア) 市ホームページなどインターネットを活用した情報発信の充実

(イ) 発掘調査の説明会・講演会を積極的に開催

(ウ) 遺跡および周辺の諸要素を取り入れたリーフレット等を作成・設置し、この地域への来訪者の興味や関心の向上(島田大堤、文学碑、仲間の井戸ほか)

④民有地の民間利用の促進(空き家・定住化対策)

保存の理念を理解していただいたうえで、売買・賃貸を促進し、史跡および住環境の荒廃を防ぐとともに、地域の活性化につなげる。

(ア) 空き家等を利用して、観光客からの要望の多い飲食・物販などの商業活動により、地区の賑わいや活気の創出

平成 30 年 9 月 18 日作成

(イ) 空き家等を利用した街道旅行者向けの宿泊施設の整備促進

(ウ) 街道沿いの空き家等の利活用を図るシステムづくりの推進

(資料編：事例 愛知県犬山市 歴史的町並みにおける空き家対策)

⑤ 東海道・川越し・歴史的景観を活用した飲食・土産物販売の強化（博物館・川越茶屋・民間施設）

既存の土産物等の販売を促進するとともに、市内の事業者や関連団体等による東海道や川越しの歴史とゆかりのある島田オリジナルの新名物の開発を支援し、市内産業の活性化の一助とする。

(ア) 既存の土産物の販売促進（茶・志戸呂焼・島田銘菓など）

(イ) 東海道や川越し関連のグッズ、島田オリジナルの新名物の開発を支援



川越し関連のお菓子

(2) ゾーン別利活用計画

① 史跡指定地ゾーン

(ア) 街道の活用

A 年行っているしまだ大井川マラソン in リバティエーのマラソンコースとして活用する。

B の通行規制を行ってイベント会場としても活用する。



しまだ大井川マラソン in リバティエー



ゴザイチ

(イ) 市所有の復元家屋の活用

A 所有の復元家屋については、川越しにおける役割や用途を展示紹介するとともに、イベントや体験学習、来訪者の利便性を図る用途への積極的な活用を行っていく。

B 機織りや河原町に伝わる草鞋づくりなど多彩な体験プログラムを開発し、実施する。